

三浦市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 29 年 8 月 24 日

三浦市農業委員会

1. 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な責務として、明確に位置づけられ、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化及び新規参入の促進に積極的に取り組んでいく必要がある。

については、農業委員は、法第 7 条第 1 項に基づき、本市特有の農地利用にも配慮しつつ、農地等の利用の最適化を一体的に進めることができるよう、三浦市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定めるものとする。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後 10 年間で、担い手の農地利用が全農地の 8 割を占める農業構造の確立」を図るとされたことから、それに合わせて平成 35 年度を目標とし、農業委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行うものとする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成 28 年 3 月 4 日付け 27 経営第 2933 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとす。

2. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

平成 35 年 3 月末までに、全遊休農地 11ha を解消することを目標とする。

	管内農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (平成 29 年 6 月)	1,190 ha	11 ha	0.92 %
3 年後の目標 (平成 32 年 6 月)	1,193 ha	8 ha	0.67 %
目 標 (平成 35 年 3 月)	1,201 ha	0 ha	0.00 %

※ 管内農地面積は、農業委員会が保管する農地台帳からの集計値。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

ア 農業委員との連携により、利用状況調査と利用意向調査を実施し、農家の意向を踏まえ、相談や指導など、農地の利用関係の調整を積極的に行う。

イ 利用意向調査の結果を受け、農地中間管理機構との連携により、利用権設定や農地中間管理事業の活用を促進する。

ウ 利用意向調査の実施時期にかかわらず、農地パトロールを適宜実施し、遊休農地等の早期発見に努める。

エ 農業委員会は、三浦市農産課や各土地改良区などの農業関係団体と協力し、遊休農地の発生防止・解消に努める。

3. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

平成 35 年 3 月までに、管内全農地の約 1 割を集積することを目標とする。

	管内農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (平成 29 年 6 月)	1,190 ha	6 ha	0.50 %
3 年後の目標 (平成 32 年 3 月)	1,190 ha	8.4 ha	0.71 %
目 標 (平成 35 年 3 月)	1,190 ha	10.8 ha	0.97 %

(2) 担い手への農地利用の集積・集約に向けた具体的な推進方法

ア 支援センター及び農地中間管理機構との連携を強化し、高齢農業者の農地や貸付けを希望する農地の情報、農地の出し手や受け手の情報について共有を図り、利用権設定や農地中間管理事業の活用などにより、担い手への農地利用の集積・集約を推進する。

イ 支援センターや農地中間管理事業の積極的な周知に努める。

ウ 農業委員会は、三浦市農産課や各土地改良区などの農業関係団体と協力し、担い手への農地利用の集積・集約に努める。

4. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

平成 35 年 3 月末までに、8 経営体の新規参入を目標とする。

	新規参入者数 (個人) 新規参入者取得面積	新規参入者数 (法人) 新規参入者取得面積
現 状 (平成 29 年 6 月)	2 人 1.00 ha	0 法人 0.00 ha
3 年後の目標 (平成 32 年 3 月)	3 人 3.00 ha	1 法人 1.00 ha
目 標 (平成 35 年 3 月)	6 人 6.00 ha	2 法人 2.00 ha

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- ア 農業の魅力発信と支援制度の周知に努め、新規参入の促進を図る。
- イ かながわ農業アカデミー等の関係機関・団体と連携し、管内農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者(法人を含む。)を把握し、様々な相談に応じるとともに、農地のあっせんに努めるなど積極的な支援を行う。
- ウ 農業委員は、参入希望者(法人を含む。)の地域での受入条件の整備を図るとともに、参入後の定着を図るため、継続的な支援に努める。
- エ 農業委員会は、三浦市農産課や各土地改良区などの農業関係団体と協力し、新規参入の促進に努める。